

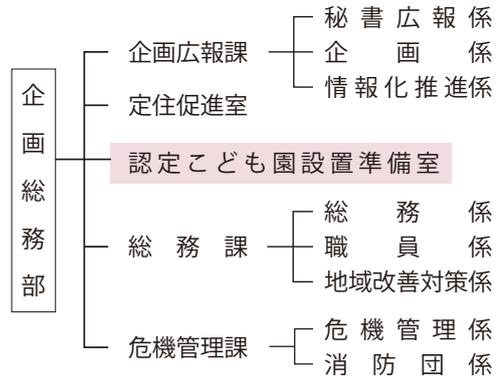
問 総務課総務係

☎ 7126

## 認定こども園設置準備室を設置しました

市役所組織において、市立の認定こども園設置に向けた準備を進めるため、4月1日より企画総務部の組織を右記のとおり変更しました。

※右記以外の組織の変更はありません。



問 環境課環境政策係

☎ 7131

## 住宅用太陽光発電等導入補助

脱炭素化社会の実現に向け、この度、兵庫県からの補助を受け、住宅用太陽光発電設備および蓄電池の導入について、補助事業を開始します。

### 対象

以下をすべてを満たす人

- ・市内に自ら居住する、新築・既築住宅に設置する屋根置き型太陽光発電設備および蓄電池の両方を併せて導入する個人
- ・FIT 制度または FIP 制度の認定を取得しない人
- ・発電した電力の 30%以上を、対象の住宅の敷地内で自ら消費する人
- ・申請後、交付決定を受けてから契約し、翌年 1 月 18 日までに設置工事が完了および実績報告書を提出できる人
- ・市税および県民税の滞納がない人

**対象経費** 太陽光発電設備・蓄電池の購入費用およびその設置に係る工事費

**補助額** ・太陽光発電設備：7 万円 / kW（上限：5kW）  
 ・定置用蓄電池：工事費を含んだ蓄電池の価格（税抜）の 1 / 3 以内  
 （上限：14.1 万円 / kWh の 1 / 3、5kWh まで）

**対象外の例** ・太陽光発電設備、蓄電池をそれぞれ単体で導入する場合（同時のみ）  
 ・PPA、リース、事業者名義での導入  
 ・補助金の交付決定前に契約締結または工事着工した場合

**申請開始** 4 月下旬～5 月上旬 ※各年度、予算額に達した場合は受付を終了します。  
 ※その他、詳細な要件や提出書類については市 HP にてご確認ください。

## 介護予防で元気な地域に！ ～通いの場立ち上げ・運営費補助金制度～

問 長寿福祉室

☎ 7124

この事業は、市民の皆さんが主体的・継続的に介護予防活動に取り組めるよう、運動（体操）を取り入れた介護予防活動を行う自主団体の活動を支援し、高齢者の健康の維持増進により健康寿命の延伸を目指すものです。

**対象** 補助金の対象は、下記の要件を満たす団体です。  
 ①介護予防活動を行う 65 歳以上の市民が 5 人以上の団体  
 ②1 回あたり 1 時間以上とし、30 分以上の運動（体操）を実施  
 ③年間計画を作成したうえで、週 1 回程度実施  
 その他、参加希望者が誰でも参加できるなどいくつか条件があります。

**補助額** 立ち上げ支援補助 3 万円（上限）（各団体立ち上げ時の 1 回のみ）  
 運営費支援補助 5 万円 / 年（上限）

**応募締切** 5 月 8 日（金）応募を希望される団体は、事前に長寿福祉室までご相談ください。  
 ※以降も応募数により受付可能な場合があります。

## 障害福祉制度の紹介

☎ 社会福祉課障害福祉係

☎ 7167

障害者手帳をお持ちの人などを対象に、さまざまな制度を実施していますので、ご利用ください。

### 自動車改造費助成事業

▶**対象** 上肢、下肢または体幹機能障害（いずれかが単独で2級以上）のある人

▶**助成額** 上限10万円（所得制限あり）



### リフト付車両購入等助成事業

▶**対象** 下肢または体幹機能障害（いずれか単独で2級以上）により車いすなどを使用している在宅の人、または介護者で生計同一の人

▶**助成額** 上限10万円（所得制限あり）

### 重度心身障害者介護手当

▶**対象** 6か月以上寝たきりの状態にある65歳未満の身体障害者手帳1・2級、重度知的障害者の人を介護している人で、①もしくは②に該当する人

①過去1年間に自立支援サービスなどを受けていない市民税非課税世帯

②市民税所得割16万円未満の世帯

▶**支給額** ①10万円/年 ②5万円/年

### 自動車運転免許取得費助成事業

▶**対象** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、市内に住所のある人（免許証交付日から1か月以内の申請が必要）

▶**助成額** 新規に免許取得するために受けた教習の経費3分の2以内の額。上限10万円（所得制限あり）

### 特別障害者手当

▶**対象** 重度の障害が2つ以上または同程度の重度障害があり、特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の人（所得要件あり）  
※施設に入所している人、3か月を超える入院をしている人は支給されません。

▶**支給額** 30,450円/月

### 障害児福祉手当

▶**対象** 重度障害で特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の人

※施設に入所している人、3か月を超える入院をしている人、児童が障害を理由とする年金を受けている人は支給されません。

▶**支給額** 16,560円/月

### 福祉タクシー助成

▶**対象** ①身体障害者手帳1・2級  
②療育手帳A判定  
③精神障害者保健福祉手帳の1級  
※①②③のいずれも、施設入所者でない  
※本人または同一生計者が自動車税、軽自動車税の減免を受けていない

▶**助成額** 500円/利用券1枚、1乗車につき最大3枚まで使用できます。1乗車の料金が1,000円未満の場合は1枚、1,000円以上1,500円までは2枚、1,500円以上の場合は3枚。

▶**交付数** 5枚/月、年間最大60枚

他にもさまざまな福祉サービスがあります。詳しくはお問い合わせください。



### 障害者手帳の取得について

#### <身体障害者手帳>

▶**対象** 身体に一定の障害のある人

▶**申請** 申請書・診断書・写真（縦4cm、横3cmで上半身が写ったもの）

#### <療育手帳>

▶**対象** 知的障害のある人

▶**申請** 申請書・写真（縦4cm×横3cmで上半身が写ったもの）

#### <精神障害者保健福祉手帳>

▶**対象** 一定の精神症状のある人

▶**申請** 申請書・診断書・写真（縦4cm、横3cmで上半身が写ったもの）  
※精神障害を理由とした障害年金を受給している人は診断書の代わりに、年金証書と振込通知書でも申請できます。

申請書、診断書は窓口にあります。写真は半年以内に写したものをご用意ください。家庭のカラープリンタなどで印刷したものはご遠慮ください。